

平成29年(行ツ)第4号, 9~11号, 19号, 21号, 22号, 32~34号, 41号, 45~47号, 54号, 55号 選挙無効請求事件

判 決 理 由 骨 子

憲法は投票価値の平等を要求していると解されるが、参議院議員につき政治的まとまりを有する単位である都道府県の意義、実体等の要素を踏まえて選挙制度を構築することは、投票価値の平等の要請との調和が保たれる限りにおいて直ちに国会の合理的な裁量を超えるものとは解されない。平成24年、26年の各大法廷判決も、都道府県を各選挙区の単位として固定することが投票価値の大きな不平等状態を長期にわたって継続させてきた要因であるとみたものであり、各選挙区の区域を定めるに当たって都道府県という単位を用いること自体を不合理なものとして許されないとしたものではない。

平成28年7月10日施行の参議院議員通常選挙当時の公職選挙法14条、別表第3の参議院(選挙区選出)議員の議員定数配分規定は、各選挙区の区域を定めるに当たって都道府県という単位を用いることを残しているが、上記規定の下での選挙区間における投票価値の不均衡は、①平成27年法律第60号による公職選挙法の改正により、一部の選挙区を合区して、数十年間にもわたり5倍前後で推移してきた選挙区間の人口の最大較差が2.97倍(選挙当時の選挙人数の最大較差は3.08倍)にまで縮小し、上記の各大法廷判決の趣旨に沿って較差の是正が図られたこと、②上記改正法の附則において、次回の通常選挙に向けて選挙制度の抜本的な見直しについて引き続き検討を行い必ず結論を得る旨が定められていることにより、較差の更なる是正に向けての方向性と立法府の決意が示されるとともに、再び上記のような大きな較差を生じさせることのないよう配慮されていることからすると、これをもって違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態にあったものとはいえず、上記規定が憲法に違反するに至っていたということとはできない。

(意見、反対意見がある。)